

平成13年 4 月 23日

埼例規第57号・留管

警 察 本 部 長

埼玉県警察被留置者護送規程の運用、解釈について

(概要)

本通達は、埼玉県警察被留置者護送規程（平成13年埼玉県警察本部訓令第16号）の適正な運用、解釈を図ることを目的として、

- 幹部の責務
- 護送員の指定、任務
- 護送員の遵守事項

等について定めている。